

国民年金のお知らせ

ご存じですか？

国民年金保険料 学生納付特例制度

「学生納付特例制度」は、在学期間中の国民年金保険料を、希望により、社会人になってから納付することができる制度です。

対象となる学生は、大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校などに在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が118万円以下である方です。

承認期間は、4月から翌年3月までとなり、毎年申請が必要となります。

この制度の適用を受けようとする方は、「国民年金保険料学生納付特例申請書」を、市役所または最寄りの支所へ提出してください。はがき形式の申請書を受け取られた方は、そちらを日本年金機構に送付いただいても結構です。

手続きに必要なもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 学生であることを証明するもの
※各種学校については、厚生労働省令で個別に定められた教育施設を除いて、修業年限が1年以上である旨が記載されている学生証、もしくは学生証では修業期間が分からない場合は、学校が発行する、修業年限が1年以上の課程であることの証明書が必要となります（学生証はコピーでも可）。
- 印鑑（学生本人が申請書記入欄に署名する場合は、必要ありません）
- 学生納付特例には所得審査があります。前年収入の有無を問わず、所得申告を忘れずに行ってください（父母などの所得申告において扶養親族となっている方は、所得申告の必要はありません）。

前納がお得です！

国民年金保険料

一定期間（1年間分または半年分）の年金保険料を前もって納める「前納」は、毎月納めるのに比べ手間が掛からず、納め忘れることもありません。また、一定額の割引があるので、便利でお得な制度です。

例えば、保険料を4月30日までに納付書で前納すると…

1年前納：181,200円 → 177,980円

年間で3,220円お得です！

半年前納：90,600円 → 89,860円

半年で740円お得です！

※保険料の月額は、15,100円です。

ご注意ください！

- 口座振り替えにより毎月納めている方で、前納を希望される場合は、口座から引き落としできませんので、年金事務所へ連絡してください。年金事務所から「前納用納付書」を送付しますので、4月30日までにお近くの金融機関などで納めてください。
- 口座振り替えにより「1年前納」または「半年前納」されている方は、4月30日に指定された口座から引き落としされます。なお、口座振り替えによる前納は、納付書による前納に比べ、さらにお得になっています。

1年前納＝177,400円 年間で3,800円お得です！

半年前納＝89,570円 半年で1,030円お得です！

- 納付書で毎月納めている方で、前納を希望される方は、「前納用納付書」で4月30日までにお近くの金融機関などで納めてください。
- 5月以降に前納を希望される方は、申し出をされた月から翌年3月までの前納ができますので、多治見年金事務所へお申し出ください。

詳しくは、市民課保険年金係（内線137・138）または多治見年金事務所（☎220255）へどうぞ。